平成２３年（フ）第４５号
愛媛県松山市勝岡町26番地５　Ｂ―101号、申立時の住所愛媛県松山市和気町２丁目884番地５
破産者　藤山　尚也
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６０号
徳島県徳島市春日２丁目１―23　スカール春日605号、住民票上の住所愛媛県松山市北斎院町683番地１
破産者　烏谷　英成
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６号
熊本県玉名市山田202番地
破産者　田代　美穂
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第４１号
大分県中津市大字大悟法46番地８
破産者　甲斐　憲章
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第８９号
宮崎市恒久３丁目20番地14　宇田ハイツ103号
破産者　三木　　聡
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２３年（フ）第９６４号
埼玉県鴻巣市糠田1408番地５
破産者　深井　光一
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４４９号
兵庫県尼崎市食満７丁目28番６号シャルム南台201
破産者　山田　純一
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５２８号
兵庫県尼崎市南塚口町５丁目14番１号ジュネス塚口103号
破産者　山口　将樹
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５５５号
兵庫県西宮市段上町６丁目７番10号　エトワール段上101号、前住所兵庫県西宮市大森町６番15号
破産者　国本秀子こと　金　　貞仙
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５７８号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目11番15―215号
破産者　温水百合子
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７８３号
埼玉県川口市領家３丁目17番１―303号　ハイラーク川口
破産者　柿川　昇里
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９０３号
埼玉県鳩ケ谷市大字里292番地の２　ドミール里102号、旧住所埼玉県鳩ヶ谷市三ツ和２丁目２番地の32　コンパートメントハウス鳩ヶ谷Ⅱ101号
破産者　永井明日香
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６１号
埼玉県上尾市大字小敷谷1012番地１　エムロードマンション206、旧住所埼玉県狭山市広瀬東４丁目16番40号
破産者　鈴木美津子
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７８号
さいたま市北区日進町２丁目800番地５
破産者　竹内はるみ
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８２号
さいたま市岩槻区宮町２丁目２番21号
破産者　安部　一高
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１５号
さいたま市西区大字清河寺685番地１　葵の園、旧住所さいたま市大宮区櫛引町１丁目360番地
破産者　新井　良昌
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１３７号
さいたま市南区四谷１丁目６番21号　301号
破産者　福田　智江（旧姓引地）
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７９号
埼玉県新座市栗原３丁目２番16号　カーム・ドエル101号室
破産者　門脇　尚幸
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４４８号
埼玉県所沢市東所沢３丁目37番地３―203
破産者　西田　惠彦
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４８６号
埼玉県飯能市大字坂石594番地２
破産者　大野テヱ子
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５１８号
埼玉県川越市南台３丁目９番地７　ダイアパレス川越南台103号室
破産者　鈴木めぐみ
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５２２号
埼玉県川越市大字古市場463番地13
破産者　今井久美子
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５３０号
埼玉県川越市砂新田２丁目16番地10　ハイツ・ド・関101号室、前住所秋田県男鹿市脇本富永字福田66番地１
破産者　秋山さゆり（旧姓水野谷）
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５４２号
埼玉県坂戸市東坂戸２丁目38番403号
破産者　関口真由美
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２１６号
千葉県流山市流山９丁目500番地の３　３―505
破産者　鈴木　則子
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部